

平成27年度 玉野市児童生徒携帯・スマートフォン利用状況調査 の結果について

1 調査の実施について

(1) 調査の目的

玉野市立学校の小学校第4学年以上高等学校まで、全児童生徒の保護者対象にアンケートを実施し、児童生徒の携帯電話・スマートフォン等（以下、「携帯・スマホ」とする）の所持や利用の状況・トラブル等の実態などを把握することで、情報モラル教育の取組の一層の推進を図る。

(2) 調査方法

時期：平成27年7月下旬

方法：保護者対象の無記名アンケート

対象：玉野市立小学校 … 第4学年以上の全児童の保護者
玉野市立中学校及び高等学校 … 全生徒の保護者

回答数：小学校 1,310名中1,170名（回答率89.3%）
中学校 1,467名中1,231名（回答率83.9%）
高等学校 515名中382名（回答率74.2%）

2 調査結果の概要について

(1) スマートフォン・携帯電話の所持状況について

		所持率	自分用を 持っている	家族のものを 自由に使える	持っていない
平成27年度	小学校	40.9%	322人	156人	692人
	中学校	56.5%	516人	180人	535人
	高等学校	98.7%	374人	3人	5人

○所持率は「自分用の携帯・スマホを持っている」と「家族の携帯・スマホを自由に使える」と答えた人数を全回答数で割ったもの

(2) 子どもに携帯・スマホを持たせることへの不安について（詳細は別紙）

調査項目1「子ども携帯・スマホを持たせることへの不安」で、小学校では90%以上、高等学校でも80%以上の保護者が何らかの不安を感じており、「不安がない」と回答した保護者は、小学校で7.6%、中学校で10.2%、高等学校で16.5%にすぎない。

(3) 携帯・スマホを持つ児童生徒の状況と保護者の関わりについて（詳細は別紙）

① 児童生徒に携帯・スマホを所持させている理由と児童生徒が使用する機能について

各校種とも、連絡が取りやすいなど「安全面の配慮」から携帯・スマホを持たせている保護者が多い（小学校で79%、高等学校で88%）。次いで多いのは「子どもが欲しがるから」という理由であり、小学校では9%と少ないが、中学校で28%、高等学校では42%と、年齢があがるにつれて児童生徒が欲しがるようになることが分かる。

小学校では、主に通話とメールでの使用が多いが、中学校・高等学校では、通話機能よりもチャット機能の利用が主になっていることが特徴的である。

② フィルタリングと利用状況の把握について

小学校で約40%、中学校・高等学校で約50%の保護者がフィルタリングサービスを設定している。どの校種でも、20%以上の保護者が、「フィルタリングサービスに申し込んでいるかどうか分からない」と回答していることは課題である。フィルタリングサービスの確認方法等について啓発を行いながら、フィルタリングサービスの設定率が向上するよう働きかける必要がある。

また、小学校の段階で、子どもの携帯・スマホの履歴チェックを「全くしていない」保護者がすでに40%を超えており、中学校では57%、高等学校では81%の保護者が、子どもが携帯・スマホでどんなやり取りをしているか把握していない。

③ 家庭での携帯・スマホに関するルールについて

家庭で児童生徒と携帯・スマホの利用について「約束を何もしていない」と回答した保護者は小学校で25%であった。中学校の13%、高等学校の19%に比べて数値は高いが、小学校では、通話機能だけの携帯電話を持たせるなど、ルールではなく使える機能を限定することで児童の安全を確保しているという意見もあった。

「マナーを守る」「何かあったら保護者に相談する」「危険なサイトを見ない」などの約束をしている保護者がそれぞれ40~50%前後であった。

時間制限については、小学校で59%、中学校で55%、高等学校では83%が夜間の利用制限を行っていないという結果であった。本市が県とともに推進している、小中学校児童生徒の9時以降の携帯・スマホ利用制限についても、実施できている保護者は小学校で25%、中学校で18%であった。

④ 携帯・スマホに関わるトラブルや問題について

携帯・スマホに関わり、我が子が「今までトラブルにあったことがない」と答えた保護者は、小学校で87%、中学校で67%、高等学校で68%であった。つまり、小学校では1割以上、中・高等学校では3割が何らかのトラブルや問題を体験していることが分かる。

各校種とも、最も多いのは長時間携帯・スマホを操作し続ける「依存状態」であったが、ネットいじめや誹謗中傷に巻き込まれる、メールでトラブルになる等のトラブルが中・高等学校では5%程度に増加することが分かった。

3 現在の取組と今後の対策について

これまで、市教育委員会としては、各校の情報モラル教育の充実を推進しながら、リーフレット作成、配付による啓発活動に取り組んできた。また、平成26年度には、玉野市教育委員会と玉野市PTA連合会が連携し、平成26年12月8日付、玉教学第1545号「小・中学生が使用するスマートフォン・ゲーム等の在り方等について」において、以下の3つの柱で携帯・スマホやゲームの使用について取り組むよう方針を示している。

- 家庭や学校において子どもたちの発達段階に合わせて、スマートフォンの使い方やゲームに費やす時間について考え、正しい使い方や使用制限の必要性についての理解を図る。学校においては、児童会・生徒会の活動、また学級活動においてスマートフォンやゲーム等の使用について話し合う。
- 家庭では、子どもと保護者が話し合い、次のような家庭内のルールを設定する。
 - ・午後9時以降は、原則として保護者が子どものスマホを預かる。(保護者の目の届く場所に置く。)
 - ・ゲームも午後9時までとする。
- スマートフォンや携帯電話を契約する際には、使い方について子どもと約束をして、必ずフィルタリングサービスを受ける。

今回の調査で、我が子の携帯・スマホの履歴等を確認していない保護者が多いことがはっきりした。トラブルについて「状況が分からない」と回答した保護者の存在も憂慮される。保護者が我が子の携帯・スマホのチェックをためらう要因として、「子どものプライバシーを尊重する」という意見もある。しかし、ネットいじめ等から児童生徒を守るという「子どもの安全を守る義務」が「子どものプライバシーを守る義務」に勝るということを、児童生徒に指導し、保護者にもしっかりと働きかけていく必要がある。

今回の調査結果から、携帯・スマホに関わる児童生徒への指導と保護者への啓発の必要性が明らかとなっており、上記の3本柱の取組の重要性はますます高まっていることがはっきりしたため、現在の方針を堅持し、各校が主体的に取り組むよう働きかけていくとともに、市全体の子育て関連行事や講座等の取組の中で保護者対象の啓発活動を計画的に進めること等についても、検討していきたい。